



宮 崎 県 公 報

平成31年3月22日（金曜日）号外 第 5 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 41,700 円

目 次

条 例

○宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を 改正する条例……………（総合政策課） 2	する条例……………（経・調・数録） 2
○宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正	○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及 び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇 に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） 2
	○公の施設に関する条例の一部を改正する条例……………（ " ） 3
	○職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改 正する条例……………（ " ） 16

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 改正の理由及び主な内容

石河内第二発電所及び川原発電所に関する株式より生ずる利益金の使用等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県消費者行政活性化基金の清算が完了したため、当該基金の設置条例の有効期限を短縮するための改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 改正の理由及び主な内容

長時間労働の是正を図るため、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 改正の理由及び主な内容

消費税率の引上げに伴い、利用料金等について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行することとしました。

◎ 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 改正の理由及び主な内容

学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第1号

宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を改正する条例

宮崎県開発事業特別資金特別会計条例（昭和39年宮崎県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第2条 この会計においては、石河内第二発電所及び川原発電所に関する株式より生ずる利益金の使用等に関する条例（昭和34年宮崎県条例第2号）第4条に規定する繰出金及び附属諸収入をもってその歳入とし、同条例第6条に規定する事業に要する経費その他の諸支出をもってその歳出とする。</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第2条 この会計においては、石河内第二発電所及び川原発電所に関する株式より生ずる利益金の使用等に関する条例（昭和34年宮崎県条例第2号）第4条に規定する繰出金及び附属諸収入をもってその歳入とし、同条例第7条に規定する事業に要する経費その他の諸支出をもってその歳出とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第2号

宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県消費者行政活性化基金条例（平成21年宮崎県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成41年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第3号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（休日等の勤務及び休暇の取消し）</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため必要がある場合においては、第4条に規定する休日、第4条の2第1項に規定する休日の代休日又は正規の勤務時間外に職員を勤務させることができる。</p>	<p>（休日等の勤務及び休暇の取消し）</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため必要がある場合においては、第4条に規定する休日、第4条の2第1項に規定する休日の代休日又は正規の勤務時間以外に職員を勤務させることができる。</p> <p><u>2 前項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>
<p>2 [略]</p>	<p>3 [略]</p>

（市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(休日、休暇及び休憩時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第3条の2 育児又は介護を行う職員の深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における勤務の制限及び第2条に規定する勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)の制限については、県立学校職員の例による。</p> <p>第3条の3 [略]</p>	<p>(休日、休暇及び休憩時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</u></p> <p>第3条の2 職員の第2条に規定する勤務時間(次条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間における勤務については、<u>県立学校職員の例による。</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第3条の3 育児又は介護を行う職員の深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における勤務の制限及び<u>正規の勤務時間</u>以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)の制限については、<u>県立学校職員の例による。</u></p> <p>第3条の4 [略]</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第4号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第4 (第10条の5関係)					別表第4 (第10条の5関係)				
施設	基準				施設	基準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
宮崎県 青島青 少年自 然の家 宮崎県 むかば き青少 年自然 の家 宮崎県 御池青 少年自 然の家	宿泊室	1人1泊			宮崎県 青島青 少年自 然の家 宮崎県 むかば き青少 年自然 の家 宮崎県 御池青 少年自 然の家	宿泊室	1人1泊		
		につき					につき		
		児童、					児童、		
		生徒及					生徒及		
		び学生					び学生		
		の団体					の団体		
		並びに					並びに		
		青少年					青少年		
		団体及					団体及		
		び青少					び青少		
		年育成					年育成		
		団体が					団体が		
		利用す					利用す		
		るとき					るとき		
		30歳	325円				30歳	330円	
		未満	以下				未満	以下	
		の者					の者		
		30歳	650円				30歳	660円	
		以上	以下				以上	以下	
		の者					の者		
		その他	1,080				その他	1,100	
		のもの	円以下				のもの	円以下	
		が利用					が利用		
		するとき					するとき		
	研修室	1室1時	495円			研修室	1室1時	505円	

		間につき	以下			間につき	以下
体育館	宮崎県青島青少年自然の家	1 時間につき 全面を利用する場合 半面を利用する場合	<u>1,080</u> 円以下 <u>540</u> 円以下	体育館	宮崎県青島青少年自然の家	1 時間につき 全面を利用する場合 半面を利用する場合	<u>1,100</u> 円以下 <u>550</u> 円以下
	宮崎県むかばき青少年自然の家 宮崎県御池青少年自然の家	1 時間につき	<u>770</u> 円以下		宮崎県むかばき青少年自然の家 宮崎県御池青少年自然の家	1 時間につき	<u>785</u> 円以下
キャンプ場		1 人 1 泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が利用するとき 30 歳未満の者 30 歳以上の者 その他のものが利用するとき	[略] <u>215</u> 円以下 <u>325</u> 円以下	キャンプ場		1 人 1 泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が利用するとき 30 歳未満の者 30 歳以上の者 その他のものが利用するとき	[略] <u>220</u> 円以下 <u>330</u> 円以下
キャンプ用具	テント	1 人 1 泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が利用す		キャンプ用具	テント	1 人 1 泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が利用す	

			小学校 児童	<u>7,400</u> 円以下					小学校 児童	<u>7,540</u> 円以下	
	洋室	ツイン	1人1泊 につき 大人	<u>8,740</u> 円以下			洋室	ツイン	1人1泊 につき 大人	<u>8,900</u> 円以下	
			小学校 児童	<u>6,990</u> 円以下					小学校 児童	<u>7,120</u> 円以下	
		シングル	1人1泊 につき 大人	<u>6,890</u> 円以下				シングル	1人1泊 につき 大人	<u>7,010</u> 円以下	
			小学校 児童	<u>5,450</u> 円以下					小学校 児童	<u>5,550</u> 円以下	
	広間		1人1泊 につき 大人	<u>5,450</u> 円以下			広間		1人1泊 につき 大人	<u>5,550</u> 円以下	
			小学校 児童	<u>4,320</u> 円以下					小学校 児童	<u>4,400</u> 円以下	
一時 利用	和室	8畳 室	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>4,110</u> 円以下 <u>820円</u> 以下	[略]	一時 利用	和室	8畳 室	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>4,190</u> 円以下 <u>840円</u> 以下	[略]
		10畳 室	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>4,620</u> 円以下 <u>920円</u> 以下				10畳 室	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>4,710</u> 円以下 <u>940円</u> 以下	
		10畳 室 (洋間 付)	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>5,140</u> 円以下 <u>1,020</u> 円以下				10畳 室 (洋間 付)	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>5,240</u> 円以下 <u>1,040</u> 円以下	
		特別 室 (洋間 付)	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間	<u>5,760</u> 円以下 <u>1,130</u> 円以下				特別 室 (洋間 付)	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間	<u>5,870</u> 円以下 <u>1,150</u> 円以下	

		用でない場合	につき 大人	<u>1,025</u> 円以下				用でない場合	につき 大人	<u>1,050</u> 円以下		
			高等学校及び 中学校の生徒 小学校児童	<u>820</u> 円以下					高等学校及び 中学校の生徒 小学校児童	<u>840</u> 円以下		
	アイススケート場	専用使用の場合	1時間につき 高等学校及び 中学校の生徒 並びに 小学校児童の 団体 その他の 団体	<u>8,690</u> 円以下				アイススケート場	専用使用の場合	1時間につき 高等学校及び 中学校の生徒 並びに 小学校児童の 団体 その他の 団体	<u>8,850</u> 円以下	
		専用使用でない場合	1人1日につき 大人	<u>1,025</u> 円以下					専用使用でない場合	1人1日につき 大人	<u>1,050</u> 円以下	
			高等学校及び 中学校の生徒 小学校児童	<u>820</u> 円以下						高等学校及び 中学校の生徒 小学校児童	<u>840</u> 円以下	
			小学校児童	<u>615</u> 円以下						小学校児童	<u>630</u> 円以下	
宮崎県 東京学生寮	寮室		1人1月につき	<u>19,100</u> 円以下				宮崎県 東京学生寮	寮室		1人1月につき	<u>19,450</u> 円以下
県立芸術劇場	コンサートホール	入場料等を徴収しない場合 又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>29,520</u> 円以下 <u>58,930</u> 円以下 <u>84,650</u> 円以下 <u>155,820</u> 円以下 <u>35,380</u> 円以下 <u>70,760</u> 円以下 <u>101,820</u> 円以下 <u>187,200</u> 円以下	[略]			県立芸術劇場	コンサートホール	入場料等を徴収しない場合 又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>30,060</u> 円以下 <u>60,020</u> 円以下 <u>86,210</u> 円以下 <u>158,710</u> 円以下 <u>36,030</u> 円以下 <u>72,070</u> 円以下 <u>103,710</u> 円以下 <u>190,660</u> 円以下

		夜間	<u>124,3</u> 50円以下					夜間	<u>126,6</u> 50円以下	
		全日	<u>230,5</u> 00円以下					全日	<u>234,7</u> 70円以下	
	2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日						平日		
		午前	<u>54,920</u> 円以下					午前	<u>55,940</u> 円以下	
		午後	<u>109,7</u> 40円以下					午後	<u>111,7</u> 80円以下	
		夜間	<u>158,5</u> 00円以下					夜間	<u>161,4</u> 30円以下	
		全日	<u>290,7</u> 70円以下					全日	<u>296,1</u> 60円以下	
		休日等						休日等		
		午前	<u>65,820</u> 円以下					午前	<u>67,040</u> 円以下	
		午後	<u>131,6</u> 50円以下					午後	<u>134,0</u> 90円以下	
		夜間	<u>190,1</u> 80円以下					夜間	<u>193,7</u> 00円以下	
		全日	<u>348,8</u> 90円以下					全日	<u>355,3</u> 50円以下	
	3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日						平日		
		午前	<u>60,990</u> 円以下					午前	<u>62,120</u> 円以下	
		午後	<u>121,8</u> 80円以下					午後	<u>124,1</u> 40円以下	
		夜間	<u>176,8</u> 10円以下					夜間	<u>180,0</u> 80円以下	
		全日	<u>323,6</u> 90円以下					全日	<u>329,6</u> 80円以下	
		休日等						休日等		
		午前	<u>73,130</u> 円以下					午前	<u>74,480</u> 円以下	
		午後	<u>146,2</u> 60円以下					午後	<u>148,9</u> 70円以下	
		夜間	<u>212,0</u> 90円以下					夜間	<u>216,0</u> 10円以下	
		全日	<u>388,3</u> 80円以下					全日	<u>395,5</u> 80円以下	

イベント ホール	入場料 等を徴 収しな い場合 又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	平日			イベント ホール	入場料 等を徴 収しな い場合 又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	平日		
		午前	<u>4,620</u>	円以下			午前	<u>4,710</u>	円以下
		午後	<u>9,250</u>	円以下			午後	<u>9,420</u>	円以下
		夜間	<u>13,470</u>	円以下			夜間	<u>13,720</u>	円以下
		全日	<u>24,680</u>	円以下			全日	<u>25,140</u>	円以下
		休日等					休日等		
		午前	<u>5,550</u>	円以下			午前	<u>5,650</u>	円以下
		午後	<u>11,210</u>	円以下			午後	<u>11,410</u>	円以下
		夜間	<u>16,040</u>	円以下			夜間	<u>16,340</u>	円以下
全日	<u>29,720</u>	円以下	全日	<u>30,270</u>	円以下				
1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日	午前	<u>6,990</u>	円以下	1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日	午前	<u>7,120</u>	円以下
		午後	<u>13,980</u>	円以下			午後	<u>14,240</u>	円以下
		夜間	<u>19,850</u>	円以下			夜間	<u>20,210</u>	円以下
		全日	<u>36,820</u>	円以下			全日	<u>37,500</u>	円以下
		休日等					休日等		
		午前	<u>8,430</u>	円以下			午前	<u>8,590</u>	円以下
		午後	<u>16,760</u>	円以下			午後	<u>17,070</u>	円以下
		夜間	<u>23,860</u>	円以下			夜間	<u>24,300</u>	円以下
		全日	<u>44,330</u>	円以下			全日	<u>45,150</u>	円以下
2,000 円を超 え 3,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日	午前	<u>10,490</u>	円以下	2,000 円を超 え 3,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日	午前	<u>10,680</u>	円以下
		午後	<u>20,980</u>	円以下			午後	<u>21,370</u>	円以下
		夜間	<u>30,340</u>	円以下			夜間	<u>30,900</u>	円以下
		全日	<u>55,740</u>	円以下			全日	<u>56,780</u>	円以下
		休日等					休日等		
		午前	<u>12,540</u>	円以下			午前	<u>12,780</u>	円以下
		午後	<u>25,400</u>	円以下			午後	<u>25,870</u>	円以下
		夜間	<u>36,610</u>	円以下			夜間	<u>37,290</u>	円以下
		全日	<u>67,060</u>	円以下			全日	<u>68,300</u>	円以下

	3,000 円を超 える入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>11,620</u> 円以下 <u>23,340</u> 円以下 <u>33,840</u> 円以下 <u>61,920</u> 円以下 <u>14,090</u> 円以下 <u>28,080</u> 円以下 <u>40,730</u> 円以下 <u>74,570</u> 円以下					3,000 円を超 える入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>11,830</u> 円以下 <u>23,780</u> 円以下 <u>34,460</u> 円以下 <u>63,060</u> 円以下 <u>14,350</u> 円以下 <u>28,600</u> 円以下 <u>41,480</u> 円以下 <u>75,950</u> 円以下				
	大練習室	1室につ き 午前 午後 夜間 全日	<u>4,210</u> 円以下 <u>4,210</u> 円以下 <u>4,210</u> 円以下 <u>12,650</u> 円以下					大練習室	1室につ き 午前 午後 夜間 全日	<u>4,290</u> 円以下 <u>4,290</u> 円以下 <u>4,290</u> 円以下 <u>12,880</u> 円以下				
	中練習室	1室につ き 午前 午後 夜間 全日	<u>2,670</u> 円以下 <u>2,670</u> 円以下 <u>2,670</u> 円以下 <u>8,020</u> 円以下					中練習室	1室につ き 午前 午後 夜間 全日	<u>2,720</u> 円以下 <u>2,720</u> 円以下 <u>2,720</u> 円以下 <u>8,170</u> 円以下				
	小練習室	1室につ き 午前 午後 夜間 全日	<u>1,020</u> 円以下 <u>1,020</u> 円以下 <u>1,020</u> 円以下 <u>3,080</u> 円以下					小練習室	1室につ き 午前 午後 夜間 全日	<u>1,040</u> 円以下 <u>1,040</u> 円以下 <u>1,040</u> 円以下 <u>3,140</u> 円以下				
	和室	午前 午後 夜間	<u>3,180</u> 円以下 <u>3,180</u> 円以下 <u>3,180</u> 円以下					和室	午前 午後 夜間	<u>3,240</u> 円以下 <u>3,240</u> 円以下 <u>3,240</u> 円以下				

	全日	9,560 円以下			全日	9,740 円以下	
ミーティングルーム	午前	2,160 円以下		ミーティングルーム	午前	2,200 円以下	
	午後	2,160 円以下			午後	2,200 円以下	
	夜間	2,160 円以下			夜間	2,200 円以下	
	全日	6,480 円以下			全日	6,600 円以下	
楽屋	1室につき			楽屋	1室につき		
	午前	2,160 円以下			午前	2,200 円以下	
	午後	2,160 円以下			午後	2,200 円以下	
	夜間	2,160 円以下			夜間	2,200 円以下	
	全日	6,480 円以下			全日	6,600 円以下	
[略]				[略]			

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第4宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の項の改正規定（オートキャンプ場宿泊利用のタープの項、オートキャンプ場一時利用のタープの項及びガスコンロの項を削る部分に限る。）は、平成31年4月1日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第5号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（大学等教育施設）</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>（3） [略]</p>	<p>（大学等教育施設）</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>（3） [略]</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。